

- 有害物質使用特定施設を廃止したとき [法第3条]
- 面積3,000m<sup>2</sup>以上の規模で、土壤汚染のおそれがある土地の形質変更を行うとき [法第4条]
- 土壤汚染により、人の健康被害が生ずるおそれがあると、都道府県知事が認めたとき [法第5条]

自主調査において土壤汚染が判明し、都道府県知事に区域の指定を申請することができる [法第14条]

### 土壤汚染状況調査

### 土壤汚染状況調査・報告

汚染状態に関する基準への適合性

▼ 不適合

健康状態に関する基準への該当性

※ページ下参照  
『土壤汚染状況調査及び要措置区域等の指定の流れ』

適合 ➔ [規制対象外]

該当する

該当しない

### 指定及び公示 (台帳に記載)

### 要措置区域 [法第6条]

都道府県知事が指定・公示するとともに、要措置区域台帳に記載して公衆に閲覧

### 要措置区域の管理

#### 【汚染の除去等の措置 [法第7条]】

指定区域の土壤汚染により健康被害が生ずるおそれがあると認めるときは、都道府県知事が土地の所有者等（汚染原因者が明確な場合は、その行為をした者）に対し、汚染の除去等の措置の実施を指示

○直接摂取によるリスク

○地下水等の摂取に係るリスク

#### 【土地の形質変更の禁止 [法第9条]】

要措置区域内における土地の形質変更は禁止（禁止の例外となる行為あり）

指定の事由がなくなったと都道府県知事が認めるときは、要措置区域の全部または一部について指定を解除・公示

### 形質変更時要届出区域 [法第11条]

都道府県知事が指定・公示するとともに、形質変更時要届出区域台帳に記載して公衆に閲覧

### 形質変更時要届出区域の管理

#### 【土地の形質変更の制限 [法第12条]】

- 形質変更時要届出区域内において、土地の形質変更をしようとする者は、都道府県知事に計画を届出
- 計画が適切でない場合は、都道府県知事が計画の変更を命令

指定の事由がなくなったと都道府県知事が認めるときは、形質変更時要届出区域の全部または一部について指定を解除・公示

措置の実施  
(汚染物質  
除去以外)

汚染物質除去

区域指定なし

汚染物質除去